令和元年度 第１回浜田市水道事業審議会

日時：令和元年 7 月 18 日(木)13 時 30 分～
会場：市役所本庁舎 5 階 議会全員協議会室

【 次　第 】

１　開　会

２　市長あいさつ

３　委嘱状の交付

４　審議会委員及び事務局職員の自己紹介

５　浜田市水道事業審議会の趣旨及び運営方法について

６　議　事

(1)　会長及び副会長の選任について

(2)　浜田市の水道事業について

（会場移動～マイクロバスに乗車のうえ、美川浄水場へ）

(3)　水道施設（美川浄水場）の視察について

（会場移動～マイクロバスに乗車のうえ、市役所へ帰庁後、散会）

【 令和元年度 第1回浜田市水道事業審議会 】

浜田市の水道事業について

浜田市上下水道部

令和元年7月

目　次

Ⅰ．　浜田市の水道事業の沿革について

1.上水道事業の沿革について ・・・・・・・・・・・・・・・・・3

2.簡易水道事業の沿革について ・・・・・・・・・・・・・・・・・4

Ⅱ．　簡易水道事業の統合と水道料金改定について

1.簡易水道事業の上水道事業への統合方針について ・・・・・・・・ 6

2.水道料金の改定について ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6

Ⅲ．水道事業を取り巻く状況について

1.給水人口の推移について ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8

2.給水収益の推移について ・・・・・・・・・・・・・・・・・・9

Ⅰ．浜田市の水道事業の沿革について

1.上水道事業の沿革について

浜田市の上水道事業は、昭和8年1月に上水道敷設の認可を受け、昭和9年6月に計画給水人口17,000人、1日最大給水量2,040㎥とし、当時の浜田町、石見村の一部で給水を開始しました。

昭和30年7月に第1期拡張事業が認可され、計画給水人口24,000人、1日最大給水量5,520㎥とし、給水区域は長沢町・浅井町～港町・瀬戸ヶ島地区へ拡大しました。

昭和44年2月には第3期拡張事業が認可され、計画給水人口40,000人、1日最大給水量19,000㎥とし、給水区域は熱田町・長浜町～治和町・津摩町、内田町・内村町地区へ拡大しました。

昭和55年4月には第4期拡張事業が認可され、計画給水人口50,000人、1日最大給水量27,600㎥、給水区域は生湯町・河内町・野原町・西村町地区へ拡大しました。

また、平成11年度からは、山間地の水道未普及地域解消事業に着手し、平成15年4月に後野・佐野・宇津井地区で給水を開始したのを皮切りに、平成18年4月に三階・長見地区、横山・田橋地区と順次給水を開始し、平成21年4月には櫟田原・鍋石地区に給水を開始したことにより、浜田自治区のほとんどの地域が給水区域となりました。

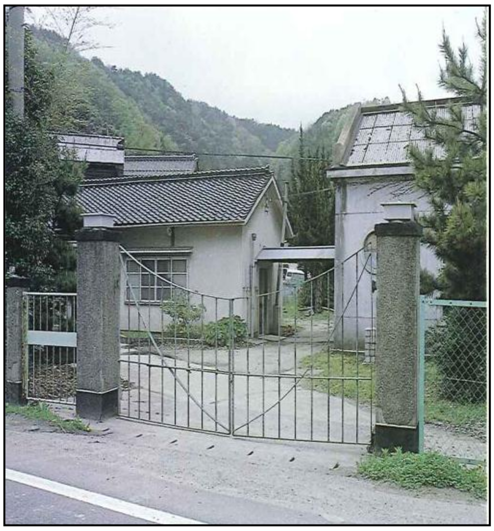

写真1　旧相生水源地

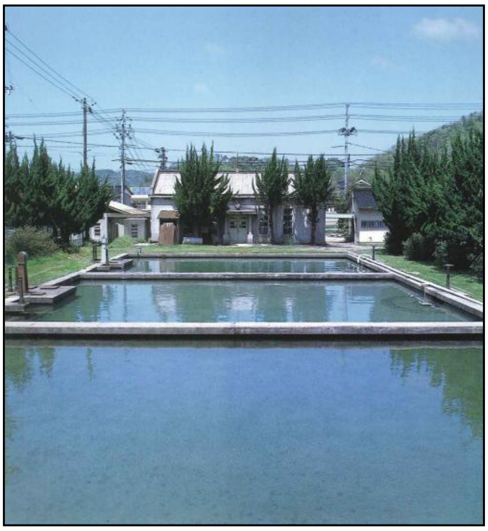

写真2　旧緩速ろ過池

写真3　美川浄水場　昭和45年建設

2.簡易水道事業の沿革について

・金城自治区

雲城波佐簡易水道事業と今福美又簡易水道事業の2事業（計画給水人口6,516人、1日最大給水量2,964㎥）があり、いずれも昭和46年に給水開始しました。

雲城波佐簡易水道事業は、昭和53年に雲城簡易水道と波佐簡易水道を統合し、今福美又簡易水道事業は、平成2年に岩塚飲料水、今福簡易水道及び美又簡易水道を統合し、区域拡張を行いながら現在に至っています。

・旭自治区

簡易水道事業は1事業（計画給水人口4,030人、1日最大給水量2,882㎥）で、昭和46年に給水開始して以来、昭和50年に今市地区簡易水道及び木田地区簡易水道を統合し旭簡易水道となり、平成7年に市木地区簡易水道及び都川地区簡易水道を統合し、新旭簡易水道事業となりました。

平成12年には新都川浄水場を建設し、平成14年に来尾地区簡易給水施設を統合、平成15年に市木浄水場を建設し、現在に至っています。

また、「島根あさひ社会復帰促進センター」の設置に伴い、戸川水源の改良や膜ろ過施設の整備を行っています。

・弥栄自治区

簡易水道事業は1事業（計画給水人口1,500人、1日最大給水量940㎥）で、昭和57年に給水開始し、平成9年に稲代六歩谷簡易水道、野坂簡易水道及び高内簡易水道を統合し、区域拡張や新弥栄水源を新設し、現在に至っています。

・三隅自治区

簡易水道事業は三保簡易水道事業、平原簡易水道事業、西の谷簡易水道事業及び河内簡易水道事業の4事業（計画給水人口8,050人、1日最大給水量3,802㎥）があります。

三保簡易水道事業は昭和33年に給水開始し、昭和51年に須津簡易水道、平成24年に三隅簡易水道を統合し、現在に至っています。

平原簡易水道事業は平成6年に給水開始し、平成9年に第2水源を新設、西の谷簡易水道事業は平成17年に三保簡易水道事業から分水により給水を開始、河内簡易水道事業は平成17年に給水を開始し、平成22年に井川地区へ給水拡張し、現在に至っています。

平成17年10月1日の市町村合併により、それぞれの町村が行っていた簡易水道事業7事業（現在は8事業）の運営を統合し、浜田市簡易水道事業が誕生しました。

写真4　弥栄浄水場（旧弥栄簡易水道事業）

写真5　坂本峠配水池（旧新旭簡易水道事業）

Ⅱ.簡易水道事業の統合と水道料金改定について

1.簡易水道事業の上水道事業への統合方針について

平成19年に国から上水道と簡易水道を統合する方針が示され、簡易水道統合計画を策定し、承認を得た場合に限り、平成28年度末までの国庫補助事業の実施が認められるようになりました。

統合条件に当てはまるのに統合しない場合は、補助金や地方財政措置が受けられなくなるため、平成21年3月に「簡易水道事業の統合計画書」を国へ提出し、承認を受けました。

2.水道料金の改定について

(1)　水道料金改定の経緯

浜田市の上水道料金は、平成14年10月に料金改定をして以来、人口減少に伴い、水道料金収入も減少していくなかで、経費節減等の経営合理化に努めることにより、水道料金の水準を維持してきました。

平成17年10月の市町村合併により、浜田市内には上水道事業と簡易水道事業が並存することとなりましたが、国が示した方針に従って、簡易水道事業を上水道事業に平成30年4月に統合し、一体的経営によって経営基盤の強化を図ることとなりました。

上水道事業と簡易水道事業では、料金体系及び料金水準が異なるため、公平性の観点から水道料金を改定し、統一する必要があります。

加えて、配水管等の水道施設の老朽化が進んでおり、更新需要に対応する財源の確保が大きな課題となっています。

このような状況のなかで、安全で安心な水を安定して供給するため、水道料金の見直しについては、浜田市水道料金審議会の答申(上水道39.0%、簡易水道13.6%)を踏まえたうえで、国の高料金対策に係る地方財政措置の継続を織り込むことにより、平成30年10月から平均24.8%(上水道29.7%、簡易水道11.6%)の改定をすることになりました。

(2)　主な改正内容

1.　簡易水道の「用途別料金」を上水道の「口径別料金」に統一する。
2.　これまでのメーター使用料は、基本料金に含めて徴収する。
3.　従量料金は、使用水量に応じた6区分とし、逓増・逓減併用型の料金設定とする。
4.　簡易水道の基本料金に付与されていた基本水量は廃止する。

(3) 改定料金の適用時期

平成30年10月1日以降に使用した水量から改定料金を適用する。

(4) 激変緩和措置

一般会計からの繰入金により、激変緩和措置として、3ヵ年での段階的料金改定を実施する。

新旧モデル使用者料金比較表

【消費税8%込】

使用者区分	地区名	改定前料金	料金統一後 令和2年10月～	増加額 (改定後料金ー改定前料金)
(1) 少量使用家庭	浜田	1,324 円	1,825 円	501 円
口径13ミリ・1ヶ月分	金城・旭・弥栄	2,073 円	1,825 円	(▲ 248円)
使用水量： 10㎥	三隅	1,604 円	1,825 円	221 円
(2) 標準使用家庭	浜田	2,674 円	3,445 円	771 円
口径13ミリ・1ヶ月分	金城・旭・弥栄	4,017 円	3,445 円	(▲ 572円)
使用水量： 20㎥	三隅	2,879 円	3,445 円	566 円
(3) 小規模事業者口	浜田	40,085 円	45,576 円	5,491 円
口径25ミリ・1ヶ月分	金城・旭・弥栄	39,052 円	45,576 円	6,524 円
使用水量： 200㎥	三隅	25,861 円	45,576 円	19,715 円
(4) 大規模事業者	浜田	165,041 円	185,220 円	20,179 円
口径40ミリ・1ヶ月分	金城・旭・弥栄	155,952 円	185,220 円	29,268 円
使用水量： 800㎥	三隅	132,915 円	185,220 円	52,305 円

島根県内各市水道料金比較表

口径13ミリ・20立方メートル/1ヶ月分・消費税８％込みの料金で比較しています。　　平成29年4月現在

市　名	水道料金	浜田市との差額
大田市	4,914 円	1,469 円
江津市	4,723 円	1,278 円
雲南市	3,917 円	472 円
松江市	3,531 円	86 円
安来市	3,451 円	6 円
浜田市（改定後）	↑ 3,445 円	―
益田市	3,024 円	▲421 円
出雲市	2,896 円	▲549 円
浜田市（改定前）	2,674 円	―

Ⅲ.水道事業を取り巻く状況について

1.給水人口の推移について

単位：人

年　度	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
上水道	43,826	43,531	43,336	42,934	42,708	42,209	41,722	41,115	40,745
簡易水道	14,596	14,356	14,293	14,203	14,054	13,883	13,689	13,422	13,286
合　計	58,422	57,887	57,629	57,137	56,762	56,092	55,411	54,537	54,031

給水人口の推移グラフ

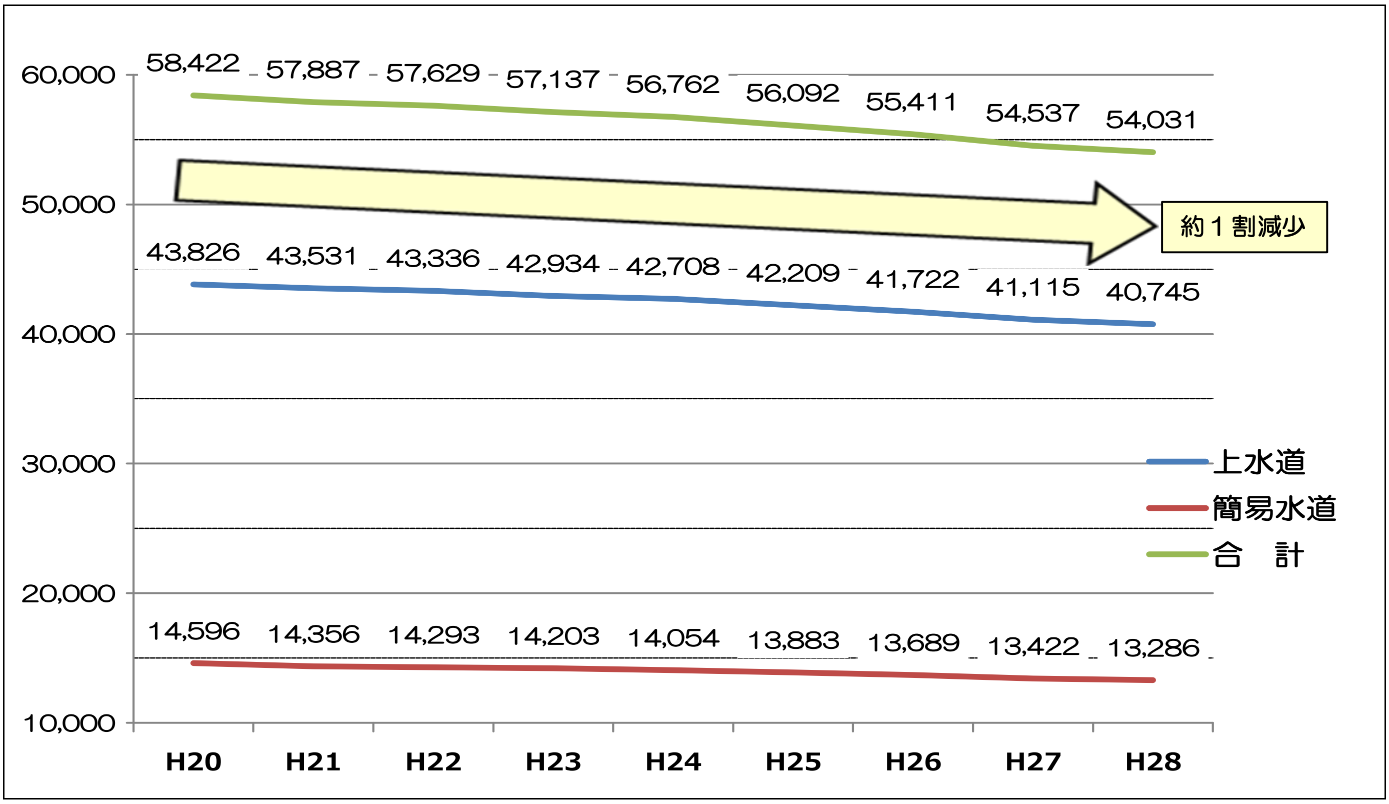

2.給水収益の推移について

単位：千円

年 度	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
上水道	853,335	847,431	840,686	839,011	834,889	812,471	782,372	784,993	771,266
簡易水道	285,600	288,647	298,090	292,389	293,787	290,590	287,407	291,520	287,238
合 計	1,138,935	1,136,078	1,138,776	1,131,400	1,128,676	1,103,061	1,069,779	1,076,513	1,058,504

給水収益の推移グラフ

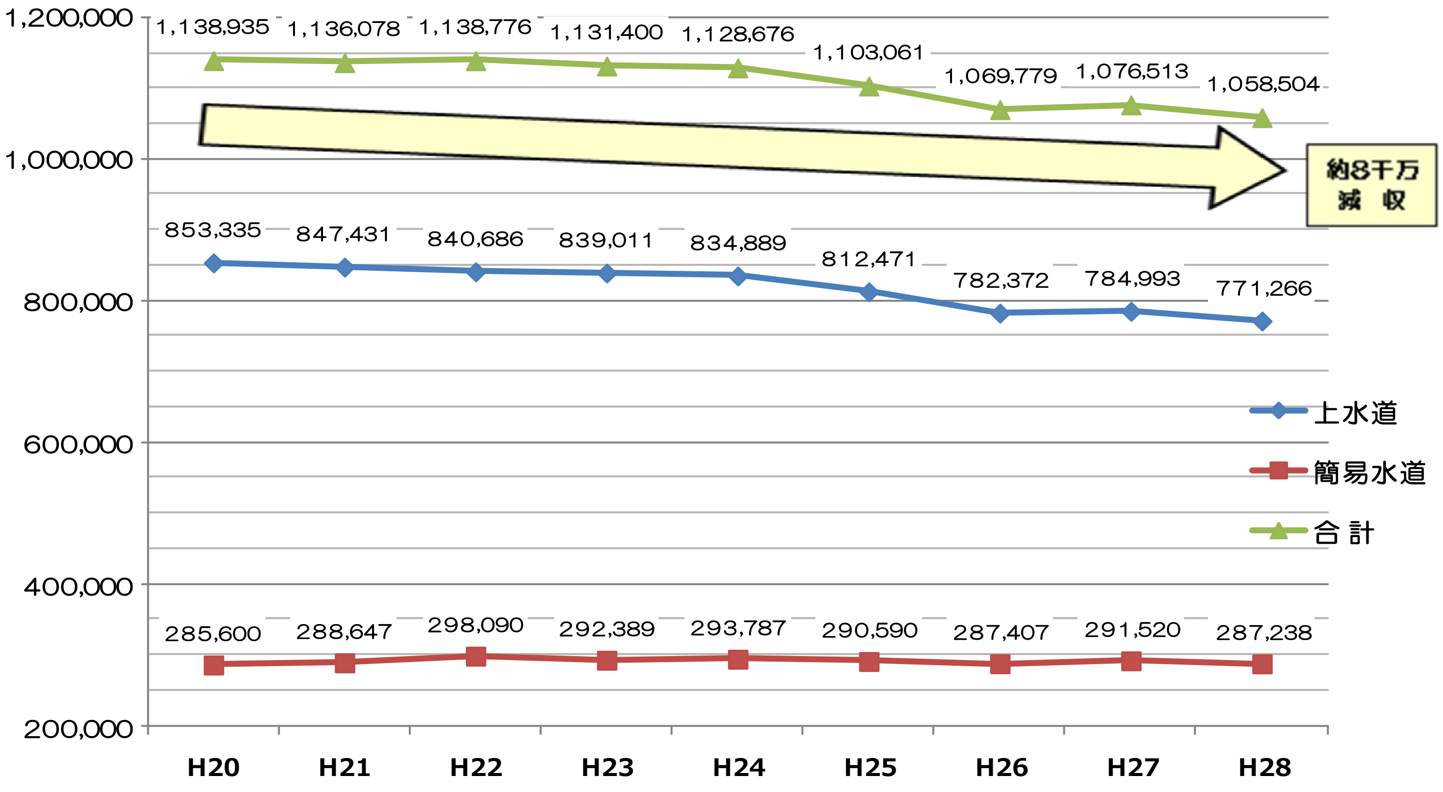

1. 行政区域内の人口減少に伴い、給水人口も減少しています。
2. 給水人口の減少、節水型機器の普及などにより、給水収益（水道料金収入）も減少しています。
3. 加えて、水道施設の老朽化が進み、更新時期を迎える施設が増加しており、施設の計画的更新に取り組んでいく必要があります。
4. 給水収益の減少と水道施設の更新需要の増加という経営環境下で、水道事業の安定性と継続性をいかに確保していくのかが課題です。